

判決年月日	平成19年 7月 12日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成18年(行ケ)10482号		
○ 名称を「工芸素材類を害虫より保護するための害虫防除剤」とする発明に係る特許につき、引用発明から当業者が容易に発明をすることができたものとするとはできないとした審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法29条2項

本件は、「工芸素材類を害虫より保護するための害虫防除剤」に関する発明に係る特許について、Xが無効審判請求をしたところ、審判請求は成り立たないとの審決がされたため、Xが同審決の取消を求めた事案である。

審決は、本件発明1（特許請求の範囲の請求項1の発明）と引用発明2との相違点を認定した上、いずれも相違点（2）（引用発明2との関係では、対象となる害虫が、本件発明1ではイエシロアリ又はヤマトシロアリであるのに対し、引用発明2では請求項では単に「殺虫剤」とされていて、種名あるいは属名等で特定されておらず、また、具体的な生物試験では、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ヒメトビウンカ、セジロウンカ、モモアカアブラムシを対象としたものが行われるのみで、イエシロアリ又はヤマトシロアリでは試験がされていない点、引用発明1との関係では、対象となる害虫が、本件発明1ではイエシロアリ又はヤマトシロアリであるのに対し、引用発明1では単に「シロアリ」とされていて、シロアリ類（等翅目）中の属名が特定されていない点）について、その相違点に関する本件発明1の構成に想到することは容易なものではないとし、本件発明1は引用発明1又は同2に基づいて当業者が容易に発明することができたものとするとはできないと判断した。特に、引用発明2との関係では、同発明が記載された特許公開公報中には、防除対象害虫としてヤマトシロアリ及びイエシロアリが記載されているものの、これらに対する効果が生物試験によって裏付けられていない以上、引用発明2から示唆を受けて本件発明1を容易に想到することはできないとした。

これに対し、本判決は、本件明細書の記載から、「工芸素材類をシロアリから保護するための防除剤の開発に従事する当業者は、使用が禁止されたクロルデンに代わる物質を有効成分とする害虫防除剤で殺虫能力と残効性の高いものを速やかに発見しなければならないという課題に直面していたといえることができる。」と認定した上、引用発明2が記載された特許公開公報中に、「イミダクロプリドを有効成分として含有する化合物を一つの代表例とするニトロイミノ誘導体が広汎な害虫に対して強力な殺虫作用を示すとともに、木材における優れた残効性を示すこと、さらに、同化合物が殺虫効果を示す対象害虫類の一

つとして、等翅目虫のヤマトシロアリ、イエシロアリが具体的に挙げられている」ことから、「上記の課題に直面していた当業者が、同一技術分野に属する刊行物である甲２に接したならば、イミダクロプリドを有効成分として含有する害虫防除剤をヤマトシロアリやイエシロアリに適用してみようとすることは何ら困難な事柄ではないというべきである。」と判断し、当業者が、引用発明２から本件発明１の構成に想到することが容易ではないとした審決の判断は誤りであるとした。